

平成30年

第1回市議会定例会 議案第66号

函館市消防手数料条例の一部改正について

函館市消防手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月22日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館市消防手数料条例の一部を改正する条例

函館市消防手数料条例（平成12年函館市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表中	「	530,000円	「	570,000円	を に,
		830,000円		880,000円	
		1,010,000円		1,070,000円	
		1,120,000円		1,200,000円	
		1,420,000円		1,520,000円	
		1,660,000円		1,780,000円	
		3,880,000円		4,070,000円	
		5,100,000円		5,340,000円	
		6,290,000円		6,490,000円	
		1,130,000円		1,180,000円	
		1,340,000円		1,410,000円	
		1,500,000円		1,580,000円	
		1,830,000円		1,940,000円	
		2,140,000円		2,260,000円	
		4,350,000円		4,550,000円	
		5,570,000円		5,820,000円	
		6,770,000円		7,070,000円	
		5,750,000円		5,930,000円	

7,250,000円
10,700,000円

7,470,000円
10,900,000円

410,000円
540,000円
700,000円
920,000円
1,040,000円
1,600,000円
1,820,000円
2,030,000円
490,000円
630,000円
990,000円
1,310,000円
1,720,000円
3,320,000円
4,060,000円
4,650,000円
9,100,000円
12,400,000円
17,000,000円

420,000円
560,000円
730,000円
960,000円
1,090,000円
1,660,000円
1,900,000円
2,120,000円
530,000円
680,000円
1,030,000円
1,410,000円
1,780,000円
3,430,000円
4,190,000円
4,800,000円
9,320,000円
12,600,000円
17,300,000円

を

に,

310,000円
430,000円
720,000円
960,000円
1,210,000円
2,950,000円

320,000円
460,000円
750,000円
1,020,000円
1,300,000円
3,150,000円

を

に改める。

3,620,000円
4,170,000円
2,660,000円
3,190,000円
4,790,000円

3,870,000円
4,460,000円
2,690,000円
3,230,000円
4,830,000円

附 則

- 1 この条例は，平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は，この条例の施行の日以後にあった申請に係る手数料について適用し，同日前にあった申請に係る手数料については，なお従前の例による。

(提案理由)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い，特定屋外タンク貯蔵所等の設置の許可等に係る手数料の額を改定するため